

戦後わが国における財務諸表体系の変遷

若杉 明

I. はじめに

財務諸表は、周知のように、企業の取引活動について会計処理を行った結果の総まとめであり、企業の一期間における活動状況や期末における財政状態などを概観的に示した計算書類である。財務諸表は貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書など種々の財務表からなり、また一企業についての単体の財務諸表もあれば、企業集団についての連結財務諸表もある。財務諸表体系とは、作成・開示される財務諸表が、いかなる財務表から構成されているかを示すものである。財務諸表の体系は、貸借対照表、損益計算書等および連結貸借対照表、連結損益計算書等、一般に単体も連結もほぼ同じ種類の財務表から構成されているのが普通である。

財務諸表の体系は、企業活動やその結果の状態を、損益の流れ、キャッシュ・フローの状況、純資産の期中変動と期末の状態など、企業の種々の行動範疇ごとにとらえて一覧表化したものの総体である。財務諸表の体系は、一定の会計原理に基づいた会計処理基準と有機的に一体となって、企業の経営者を含めたステイク・ホルダーの経済的意思決定のための利用を前提とした、いわゆる利用者志向の考え方に導かれて定められていることが特徴となっている。

ここで財務諸表体系の変遷を考察の対象とするのは、企業をめぐる経済的、社会的環境の変化に応じて、財務諸表の構成内容が変わってゆく現実に着目したからである。つまり財務諸表の体系は、経済の発展段階、国内および海外における金融・資本市場の要請、企業会計にかかわる会計基準のグローバル化などの諸条件によって、変化するものである。したがって財務諸表体系のあり方の変遷がいかなる要因によるものであるかを明らかにすることは、発展し続ける経済社会的環境の下で変わりゆく会計制度の本質を正しく認識するうえできわめて重要であると考えられる。とりわけ国際財務報告基準(IFRS)のわが国への全面的導入が問題となっている今日、戦後間もなくから今日にいたる 60 余年にわたって発展してきた日本固有の会計制度の姿をとらえる上で、その一環としての財務諸表体系の変遷とその背景を正しくとらえておくことは、われわれ会計学徒に課された責務であるとうけとめている。

本稿では、戦後から今日にいたる企業会計制度の生成発展の流れの中で、財務諸表の体系がどのように変化してきたかを跡づけ、それがいかなる要因によってもたらされたものであるかを究明することを課題としている。そこで証券取引法・金融商品取引法に基づく企業会計制度のもとで、国際的水準にある企

業会計原則を初めとする諸会計基準、財務諸表等規則などに定められた財務諸表体系の発展を、まず一方個別財務諸表の体系を出発点とし、つづいて他方連結財務諸表の出現と生成について考察する。そしてその発展変化を促す要因について検討を加える。

II. 個別財務諸表体系の確立と発展

1. 1949 年企業会計原則における個別財務諸表体系の確立

1949 (昭和 24) 年に設定された企業会計原則における財務諸表の体系はつぎのとおりであった。

貸借対照表
損益計算書
剰余金計算書
剰余金処分計算書
財務諸表付属明細表

貸借対照表の性格および構成は今日のそれとほとんど変わりはないが、損益計算書の性格および構成については議論があった。当時の損益計算書は当期業績主義に立脚しており、それに応じて剰余金計算書の性格および構成が規定された。当期業績主義に基づく損益計算書は、企業の期間的、経常的な収益および費用のみを記載することにより、当期純利益は当期の純粋な経営成績を表わすものとされ、期間外の非経常的な収益および費用は剰余金計算書に記載される。

当期業績主義の損益計算書は、次のような考え方に基づいている⁽¹⁾。すなわち一会計期間についての純粋の経営成績を測定するためには、当期収益と当期費用だけをもって当期純利益を算定しなければならない。もしも期間外損益項目や非経常的な損益項目をも当期の損益計算に含めるならば、当期の正確な経営

業績は表示されえない。すなわち過年度の記録のあやまりを修正する前期損益修正項目、火災や洪水などによる臨時損失、固定設備資産の処分による損益など臨時的、非経常的な損益は、当期の正常で反復的な経営活動に直接かかわりのない項目であって、当期の純粋な経営業績の表示をゆがめる性格をもっている。そのためにこれらの項目は、当期の固有の経営成績を示す上で、損益計算に係らせないことが肝要である。このようにして期間外かつ非経常的で当期の経営活動に直接関係のない項目は損益計算書に計上されることなく、剰余金計算書に掲記される。

参考までに当期業績主義に代替する包括主義について述べておこう。包括主義においては、期間外損益や非経常的な損益など臨時的又は異常な損益当項目をも当期純利益の計算に含めることが要求される。なぜならば臨時損益項目などであっても、ある程度長期的に見るとくりかえして発生する可能性が認められるので、期間損益計算は長期的視点にたって行なわれるべきであり、それには期間損益ばかりでなく、臨時損益項目などをも損益計算に含めなければ、企業の正しい経営成績は示すことができないとする。すなわち企業の真の収益力は、長期にわたって観察しなければ、これを明らかにすることができない。企業経営の結果として、臨時的または異常な損益項目は、每期反復的に生ずるものではないが、長期的に見た場合ある程度反復性をもっている。企業の真の収益力は長期にわたって考察すべきであり、そのためには経常的な損益項目だけでなく、臨時的または異常な損益項目をも損益計算書に記載して、当期純利益算定要素に含めるべきであるというのである。当期業績主義または包括主義、どちらの考え方もそのねらいとするところは、一会計期間における企業の業績実態をあらわす経営成績

を正しく測定表示しようとする点にある。

剰余金計算書は利益剰余金計算書と資本剰余金計算書からなる。利益剰余金については、その明細を損益計算書に剰余金計算の区分を設けて記載することができ、また資本剰余金については、その明細を貸借対照表に記載することができる。利益剰余金計算書は、一方利益ないし利益剰余金の処分関係を表すと同時に、他方過去の誤謬の訂正などを表す働きをももっている。

当期業績主義における利益剰余金計算書は、前期未処分利益剰余金から前期剰余金処分額を控除し、これに前期以前の損益計算書における過不足額の修正記入や当期の固定資産売却損益などの営業外損益や期間外損益を加減して、繰越利益剰余金期末残高を算定し、これに当期純利益を加えて、当期未処分利益剰余金を表示する。このように営業外損益や期間外損益が利益剰余金計算書に記載されることにより、当期業績主義に基づく損益計算書は、当期の経営活動に係る期間損益および経常損益のみを表示することになって、そこに示される当期純利益は、純粹に当期の経営業績を示す。

剰余金処分計算書には、当期未処分利益剰余金期末残高が記載されて、その処分が株主総会で承認され、確定された後に、処分の課程とその結果を明らかにするために、この計算書が作成される。当時商法では、利益処分の権限は株主総会に属しており、株主総会の承認をうけた剰余金処分の課程と処分後の繰越利益剰余金をとを明らかにするために剰余金処分計算書が作られたのである。

1950(昭和 25)年に、企業会計原則に付随して公表されていた「財務諸表準則」に代わって、大蔵省令第 18 号として、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」と略称)が設定された。

同規則は表題のとおり性格をもっており、企業会計原則と実質的に一体の関係にあり、両者の修正は以後常に同時に行われてきた。

2. その後の発展

1963(昭和 38)年の企業会計原則の修正によって、財務諸表の体系はつぎのように変わった。

貸借対照表
損益計算書
利益剰余金計算書
剰余金処分計算書
財務諸表付属明細表

この段階においては、1949 年の剰余金計算書が利益剰余金計算書と名称が変わった。1963 年に行なわれた企業会計原則および財務諸表等規則の改正によって、資本剰余金計算書の区分は、剰余金計算書から除外されて、財務諸表付属明細表にうつされることになった。そのために、企業会計原則では、剰余金計算書は利益剰余金計算書と改名されることとなり、財務諸表等規則では従前どおりに剰余金計算書の名称が使われているが、その実質は利益剰余金計算書である。財務諸表等規則は、さらに改正前の剰余金計算書の「利益剰余金の部」のうち、「利益準備金および任意積立金」の項を付属明細表にうつした。また財務諸表規則は、改正前に、一定の条件の下においては、剰余金計算書にかえて欠損金計算書を作成することを規定していたが、改正後には、この計算書の作成を廃止した。

1974(昭和 49)年の企業会計原則の修正によって、財務諸表の体系は次のように変更された。

貸借対照表
損益計算書
利益処分計算書
財務諸表付属明細表

この体系においては、修正される以前の利益剰余金計算書が消え、さらに剰余金処分計算書が利益処分計算書に替わった。これに関連して損益計算書は、名称は同じであるが、その内容が著しく変わる事となった。

企業会計原則における損益計算書原則の一は、損益計算書の本質と名づけられており、ここにこの財務表の基本的性格が明らかにされている。すなわち「損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。」と。

1974年に修正が加えられる前の企業会計原則では、損益計算書の構造について当期業績主義がとられていたが、1974年の修正企業会計原則では当期業績主義と包括主義とを止揚して、二つの考え方に基づく利益を一つの損益計算書に合わせて表示する方式が採用されている。当期純利益は包括主義的利益を持って特徴づけられているが、その計算過程において、当期業績主義的利益を経常利益と名づけて表示するのである。

この損益計算書を基礎づけている基本的考え方は、以下のとおりである。すなわち当期業績主義に基づく利益概念をもって企業の当期における経営成績の実態を表すと考える者は、この経常利益を用いて分析をおこない、企業の収益性についての観察を行なえばよい。他方包括主義的利益こそ企業の経営成績の実態を表すと信ずる向きは、当期純利益をもって収益力の観察を行なうことができる。当期業績主義と包括主義とを止揚した損益計算書の様式は、このように二つの考え方のどちらか一方を主とするというのではなく、一体二様の性格をもつ新たな思考に導かれた、すなわち当期業績主義と包括主義の両者の性格

を合わせもつ独自の考え方に基礎づけられたものなのである⁽²⁾。時に、この損益計算書は、当期純利益が包括主義的利益を示すので、包括主義に基づいていると解説するものが見受けられるが、それは基準作成の意図に適合するものではない。

1974年の企業会計原則の改訂は、証券取引法の会計と商法会計との実質的一元化を意図して行われたものであった。これまで証券取引法に基づいた企業会計の基準である企業会計原則と商法会計とでは、会計処理、開示の仕組みなどに種々の相違が見られた。それは両方の会計体系が異なる理念に基づいて形成され、適用対象となる企業も規模、資金調達方法その他の点において異なるという事実由来している。証取法会計の対象となるのが、証券市場に上場している企業や一定額以上の債権を市場で発行する会社などであるが、商法会計が適用されるのは、法人であれ、個人企業であれ、大企業、中小企業にかかわらず、すべての企業である。上場企業など証取法会計の適用される企業は、同時に商法の適用をうけなければならないので、証取法会計と商法会計で会計処理や開示の規定が異なると、二重の会計負担を負わなければならない、きわめて不合理である。これはまた海外の先進諸国には見られない事実である。このように不合理な会計制度は改善されなければならない。これが企業会計原則と商法会計との実質的一元化をはかろうとするねらいであった。1974年の企業会計原則修正の意図は、まさにここにあったといえよう。

利益剰余金計算書が消滅したのは、これまでこの計算書に記載されていた期間外損益や非経常的損益が前述のように、損益計算書に掲載されるようになったことによる。また剰余金処分計算書は利益処分計算書と改称されたが、剰余金が利益と変わっただけで、内容

的には大きな違いはない。

1998（平成10）年に財務諸表の体系が改正されたが、それは企業会計原則に関わりなく、財務諸表等規則の改正によるものであった。企業会計原則は1982（昭和57）年の修正をもって、以後修正は行なわれていない。それ以降、代わって財務諸表等規則に、商法や会社法の改正に足並みをそろえて、改正が加えられた。

1998（平成10）年に財務諸表の体系は次のように改正された。

貸借対照表

損益計算書

キャッシュ・フロー計算書

利益処分計算書

財務諸表付属明細表

この体系において注目すべきは、キャッシュ・フロー計算書が新たに付け加わったことである。この計算書は理論的に「連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準」に基づいている。この間の事情は次のとおりである。なお他の4つの財務表は1974年の改正以来変わるところはない。

1986（昭和61）年10月、企業会計審議会は「証券取引法に基づくディスクロージャ制度における財務諸表の充実について（中間報告）」を公表し、ここで資金繰り情報の改善が提案された。これに基づいて1987（昭和62）年4月以降、有価証券報告書および有価証券届出書の「経理の状況」において、財務諸表以外の情報として個別ベースの資金収支表が開示されることになった。同審議会は1997（平成9）年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表し、連結財務諸表重視の観点から、連結ベースのキャッシュ・フロー計算書を導入すると同時に、個別ベースの資金収支表の廃止を提案した。この提言に基づき、連結ベースのキャッシュ・フ

ロー計算書を導入する場合、連結財務諸表を作成しない会社については、従来の資金収支表に代えて個別ベースのキャッシュ・フロー計算書を導入することが適当とされた。審議の結果、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」が設定された。結局同基準において、個別ベースのキャッシュ・フロー計算書および中間キャッシュ・フロー計算書は、連結キャッシュ・フロー計算書および中間キャッシュ・フロー計算書に準じて作成されることになった。

連結キャッシュ・フロー計算書の対象となる資金は、現金および現金同等物である。ここに現金とは、手許現金および要求払預金をいう。また現金同等物とは、換金が容易にでき、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資をいう。

キャッシュ・フロー計算書には、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」および「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分が設けられている。「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、営業損益計算の対象となった取引に加えて、投資活動および財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローが記載される。「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、固定資産の取得および売却、現金同等物に含まれない短期投資の取得および売却等によるキャッシュ・フローを記載する。「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、資金の調達および返済によるキャッシュ・フローが記載される。法人税等に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載される^③。

2005年における商法の主要部分の会社法への移行および関係法令の整備、改正の後、財務諸表の体系は次のように変わった。

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

キャッシュ・フロー計算書

付属明細表

他の財務表は従前のものと変わるところはないが、ここで利益処分計算書が廃止され、株主資本等変動計算書が導入されたことは画期的な意味をもつ。これまでは配当をはじめ、利益処分は株主総会において承認されていたが、法改正により取締役会において配当の決定がなされるようになった。その間の状況の情報化の充実のためになされた措置が以上の改正である⁽⁴⁾。

株主資本等変動計算書は、純資産の期中における増減変動と期末残高を示すために作成される。記載されるのは貸借対照表純資産の部の掲載項目である。すなわち株主資本は資本金、資本剰余金、利益剰余金およびマイナス項目としての自己株式からなる。資本剰余金は資本準備金およびその他資本剰余金からなり、利益剰余金は、利益準備金およびその他利益剰余金（個別の剰余金および繰越利益剰余金）を構成要素とする。株主資本以外の項目には、評価・換算差額および新株予約権がある。評価・換算差益にはその他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定などがある。

株主資本等変動計算書の作成が要請された具体的背景には、次の要因がある。まず商法においては、前述のように、利益処分は株主総会において決定され、また利益配当の回数制限されていたのに対して、会社法では配当は取締役会において決定され、いつでも剰余金の配当等を行なうことができるようになった。その結果貸借対照表上、純資産の部の構成要素の変動がひんぱんに行なわれるようになり、この状況を明らかにするために当計算書の作成が要求されるようになった。こ

れにもなって利益処分計算書の必要性は失われ、その機能は株主資本等変動計算書に移行することになった。

さらに自己株式の取得に対する規制がはずされて、取得が原則として自由になり、これにもなって、その処分、活用、消却などがたびたび行なわれることが予想され、それによって自己株式の処分差額が生ずるなど、株主資本構成要素の変動がはげしくなるようになる。また評価・換算差額のように損益計算書をへることなく貸借対照表純資産の部に直接計上される、いわゆる資本直入項目が生ずるようになった現在、その増減変化を表示する必要性が高まったことも、この計算書を必要とする要因となっている。

3. 中間および四半期財務諸表の出現

かつてわが国の企業はそのほとんどが半年決算会社であった。だが1974（昭和49）年の商法改正を機に一年決算に移行した。一年決算の制度は、次のような考え方に基づいている⁽⁵⁾。

第一に、一年決算というものは、本来半年決算会社における季節的変動による上期および下期の企業実績の偏りを平準化しようとする利益操作を排除することをねらいとしている。たとえば上期の営業活動が閑散で、下期が活発な企業においては、上期の営業成績は悪く、下期のそれは著しく良好となる。このような企業は上期の営業成績が不良であるという評価をおそれて、経営成績の平準化を試みようとする。そこでこのような操作を、一年決算の制度を取り入れることにより、排除しようとする。第二に、年二回決算により経理作業を簡略化することを目的としている。

一年決算は以上のような趣旨にそって会社側およびステイク・ホルダー双方の立場を考えて実施されるのであるが、反面、別な欠

陥をまぬがれない。それはステイク・ホルダーの側に関するものである。年一回決算により会計報告を行なうことは半年決算に比べてステイク・ホルダーに対し、企業内容開示を行なう機会を半減させることになる。そのために情報の不足、タイミングや迅速性の欠如という形で、ステイク・ホルダーに不利な、情報利用の非対称性が生ずる。とりわけ、発展のテンポが急速な今日の経済社会においては、その弊害は著しい。すなわち会社の経営者、管理職、大株主等、企業の内部者または企業ととくに密接な関連を有するものは、企業内容を詳細かつ迅速に把握することができるので、たとえば自社株の売買などにあたって有利な立場を保持することができる。

そこで企業内容開示の公正性の立場からは、企業の内部者も外部者も同一内容の企業情報を同一の時期に入手し、同一の条件のもとで（情報利用の対称性）意思決定を行いうる機会を確保する必要がある。このようにして一年決算会社にあつては、中間決算を行い、中間財務諸表を作成して、これを公開することが要請された。証券取引法は1971（昭和46）年の改正にあたり、半期報告書の制度を取り入れた。1974（昭和49）年の商法改正を契機として大部分の会社が一年決算に移行した結果、半期報告書制度に対する関心が高まり、その重要性が著しく増大することとなった。このように半期報告書制度は、ステイク・ホルダーに対する情報の補足、すなわち迅速でタイミングのよい伝達および企業の内部者と外部者との間における情報利用の公正化がその制度のねらいとなっている。

現在における中間財務諸表の体系は、中間財務諸表等規則によるとつぎのとおりである。

中間貸借対照表

中間損益計算書

中間キャッシュ・フロー計算書

中間財務諸表の性格については、純粹に上期の経営成績を表示すべきであるとする実績主義（discrete view）と、一年間の実績の予測を示すものとする年間業績予測主義（Integral view）との二つの見方がある。いずれの見解をとるかよって、中間財務諸表のあり方が、そしてさらに中間決算基準の内容が左右される⁽⁶⁾。

実績主義の考え方は次のとおりである。すなわち決算財務諸表は企業の経済活動についての事後計算の結果として、過ぎ去った年度の状況について伝達するものである。過去は将来を予測する手がかりになるという考え方にしたがって、過去の状況を報告し、これによって、情報利用者に企業の将来を予測させようとするのである。利用者が知りたいのは、将来の状況であるが、これを過去の事実を通じて、推測させようというのである。利用者が将来について知りたいからといって、企業がたんなる将来の予測値や計画値を伝達するのは危険である。このような数値は検証不能であつて、信頼性をもたないからである。財務諸表についての以上のような考え方からすれば、中間財務諸表もこれに対する例外ではありえない。中間財務諸表は公表財務諸表制度の一環をなすものであるから、これによりたんなる将来の予測値を公表させることは認められない。中間財務諸表も上半期の企業活動成果を事後計算の結果として、できる限り正確で検証しうる形で表示しなければならないのである。

1971（昭和46）年に半期報告書制度が創設され、つづいて1972（昭和47）年に公表された「半期報告書に記載される要約財務諸表の作成手続に関する試案」においては、上記実績主義が採用されていた。しかしながら1977（昭和52）年の「中間財務諸表作成基準」においては、実績主義は放棄され、これに変わ

って年間業績予測主義が採用されることになった。

このような考え方が採用されるようになった論拠は次のように説明されている。すなわち「一年決算の場合には、期間損益が確定的に計算されるのは、あくまでも一事業年度についてであり、投資者が半期の会計情報を当該事業年度の損益予測のために利用するであろうことを考慮すれば、半期を一事業年度の構成部分とみた会計情報を提供することが妥当であると考えられる。この考え方に従えば、例えば、一事業年度を単位として発生額を把握して営業収益に対応せしめる営業費用項目については、その総額を、合理的な基準によって上半期に配分する等の処理手続きが必要となる。」と。年間業績予測主義の論拠は、前述の一年決算の考え方を半期報告書における中間財務諸表にもそのまま取入れようとする点にある。実績主義を採用するならば、半期決算のもつ欠陥がそのまま再現されることになる。中間財務諸表はあくまでも一年決算によって作成される正規の決算財務諸表の縮図として、年間業績の予測に役立つものでなければならないとするのである。

以上 1977 年の「中間財務諸表作成基準」においては、年間業績予測主義の考え方がとられていたが、その後 1998 (平成 10) 年に公表された「中間連結財務諸表の作成基準に関する意見書」では、実績主義が採用されることになった。これをうけて、つづいて述べる 2007 (平成 19) 年設定の「四半期財務諸表に関する会計基準」においても、実績主義が取入れられた。

2007 (平成 19) 年に、「四半期財務諸表に関する会計基準」が公表された。これによると四半期個別財務諸表の体系は、次のとおりである。

四半期個別貸借対照表

四半期個別損益計算書

四半期個別キャッシュ・フロー計算書

なお四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しないことになっている。四半期財務諸表の作成・開示の意義は、迅速でタイミングのよい情報の伝達および企業内部者および外部者に対する情報利用の公正化という半期報告書の趣旨をさらに徹底させた点にある。

Ⅲ. 連結財務諸表体系の確立と発展

経済活動がグローバル化し、企業相互間の競争の激化が進むなかで、企業は集団化によって、たんなる個別企業の大規模化だけでは達成することのできない利益率の確保、企業経営にともなう危険の回避、経営の安定化等をはかろうとする。ここに企業グループの出現、企業の集団化が促進されることになる。企業集団においては、これを構成する個々の企業はそれぞれ法律的には独立の存在であるけれども、集団全体が統一的意思決定主体の元に経営されるので、個々の企業は、一企業内における事業部や部門と同様の機能を果たすにすぎない。

このような企業の集団化は、企業会計にも新たな問題を提起することとなった。このような状況のもとでは、個々の企業が財務諸表を作成し、公表するだけでは個別企業の実態は明らかにされるとしても、実質的に一企業として機能している企業集団全体の経営成績や財政状態などは把握することができない。加えてこのような状況では、企業集団に属する個々の企業の間で、支配的立場にある企業が傘下の他の企業を利用して、利益操作を行い粉飾決算にはしることも容易に可能である。そこで個々の企業別に財務諸表を作成し、こ

れをもとに企業集団全体について連結決算を行い、企業集団を一つの会計主体とする財務諸表を作成して、公表するならば、企業集団全体の経営成績や財政状態を観察することができるとともに、粉飾決算などの経理操作をも防ぐことができる。このようにして企業集団全体についての連結財務諸表 (consolidated financial statements) の作成、開示が社会的に要請されることになる。

連結財務諸表は、ステイク・ホルダーが企業集団全体についての経営成績、財政状態、キャッシュ・フローなどを把握して、投資、融資等の意思決定を行う上で、不可欠の財務諸表として利用することができる。また集団内における支配会社の経営者は、これをもって企業集団の戦略的、戦術的意思決定や経営管理に必要な情報として役立てることができる。

ここでわが国における連結財務諸表制度の生成の過程についてみてみることにしよう。わが国においては、経済発展にともなって、連結財務諸表制度の確立が内外から要請されながらも、それが実現しないままにうちすぎてきたが、1975 (昭和 50) 年 6 月 24 日付で連結財務諸表原則が公表されることとなった。ここにいたるまでの事情を具体的に述べるならば、次のとおりである⁷⁾。

大蔵省 (当時) 企業会計審議会は 1967 (昭和 42) 年 5 月 19 日付で「連結財務諸表に関する意見書」を公表して、企業、公認会計士、税理士、会計学研究者、証券取引所その他関連する団体に連結財務諸表制度の方向性を示し、これに対する意見や批判を徴することとなった。その後 1971 (昭和 46) 年 6 月 22 日に大蔵大臣より、企業会計審議会に宛てて証券取引法に基づく企業内容開示制度を強化する方策の一環として、連結財務諸表の制度化について諮問がなされた。これを受けて企業

会計審議会はこの問題について審議をかさね、1975 (昭和 50) 年 6 月 24 日付でこれに対する答申「連結財務諸表の制度化に対する意見書」を確定し、発表した。これは 1977 (昭和 52) 年 4 月以降に開始する事業年度から実施された。その後この会計基準について、何回かにわたって修正が加えられた。

連結企業集団に関する連結情報の重要性がますます高まるにつれて、連結財務諸表制度に対する抜本的な修正が各界から求められていた。これを受けて 1997 (平成 9) 年 6 月に「連結財務諸表の見直しに関する意見書」が公表され、1999 (平成 11) 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から本格的に実施されることになった。

1975 年に公表された「連結財務諸表の制度化に関する意見書」では、この段階での企業内容開示制度における連結財務諸表の性格が明らかにされている。すなわちわが国における会計慣行の現状から見て、当面個別財務諸表を補足して企業集団に関する財務諸表を提供する観点から、有価証券報告書および有価証券届出書の添付書類として連結財務諸表を開示することが適当であるとした。この段階では、個別財務諸表がメインであって、連結財務諸表はこれを補うものと位置づけられていた。また連結財務諸表作成に関する基準が、最近における国際的な連結会計基準動向を斟酌して作成されていることも特徴的である。さらにこの段階では、連結決算の対象となる子会社の範囲を定めるにあたって、持株 (比率) 基準が採用された。親会社の持株比率 50% 超の会社をもって子会社と認定し、連結決算の対象に含めることになっていた。

1997 年に公表された「連結財務諸の見直しに関する意見書」においては、それまで有価証券報告書等の添付書類として位置づけられていた連結財務諸表が有価証券報告書等の本

体に組み入れられることになった。すなわちこれまでの個別情報を中心とし、連結情報を個別情報に対して副次的なものとしていたディスクロージャ制度から、連結財務諸表を中心とするディスクロージャ制度へと転換することになったのである。

前後するが、1975年に設定され、1997年に改正された連結財務諸表原則においては、連結財務諸表の構成は、次のとおりであった。

連結貸借対照表
 連結損益計算書
 連結剰余金計算書

わが国の企業は、近年急速に経営の多角化や国際化等の傾向を強めてきており、そのために事業別、国内・国外別、本来の事業と新規事業別などに分けて、企業業績を観察し、その動向を判断するうえにおいて、セグメント別の会計情報を開示する必要性が、投資者とりわけ海外のそれから強く要望されていた。これを受けて、大蔵省企業会計審議会は、1988（昭和63）年5月26日付で、「セグメント情報の開示に関する意見書」を公表し、その中で「セグメント情報の開示基準」を示すこととなった。これにしたがって、財務諸表の作成・開示を行なう会社は、1991（平成3）年3月期決算から、セグメント情報の開示を行なっている⁸⁾。

セグメント情報とは、売上高、売上総損益、営業損益、経常損益その他の財務情報を、事業の種類別、親会社および子会社の所在地等の区分単位（セグメント）に分別したものをさしている。セグメント情報は連結企業集団に関する財務情報として親会社が作成し、開示することになっている。セグメント情報の分類は、事業活動別情報と事業単位別情報に大別され、さらに事業活動別情報は事業の種類別、親会社および子会社の所在地別、市場別等に細分される。開示されるセグメント情

報は、①事業の種類別セグメント情報（製品系列別の情報）、②親会社および子会社の所在地セグメント情報（国内・国外別の情報）ならびに③海外売上高となっている。

1988（昭和63）年に公表された「セグメント情報の開示基準」によれば、セグメント情報の開示について、これを連結財務諸表の一部または注記として記載することとし、この情報を連結財務諸表外の情報として取扱うこととした。後述するように、これは後日注記として表示されることとなった。

その後、2007（平成19）年には、連結剰余金計算書がはずされ、代わって連結株主資本等変動計算書が、また連結キャッシュ・フロー計算書および四半期連結財務諸表が加えられて、連結財務諸表の体系は次のようになった。

連結貸借対照表
 連結損益計算書
 連結株主資本等変動計算書
 連結キャッシュ・フロー計算書
 四半期連結財務諸表
 連結付属明細表

連結剰余金計算書がはずされ、代わって連結株主資本等変動計算書および四半期連結財務諸表が加わった事情は、個別財務諸表の体系における場合と同じ理由による。連結キャッシュ・フロー計算書が新たに加わったことも、個別財務諸表の体系にキャッシュ・フロー計算書が組み入れられたことに対応している。

2009（平成21）年に「セグメント情報等の開示に関する会計基準」が改訂され、2010（平成22）年4月に開始される会計年度より、これまでのセグメンテーション方式に代えて、マネジメント・アプローチが採用されることとなった。このアプローチによると、企業内部で経営者により使用されている情報を基礎

としたセグメンテーションによる区分単位について情報が作成・開示される。すなわちマネジメント・アプローチの実施により、ステイク・ホルダーは経営者の視点で企業を見ることができ、よって経営者の行動を予測し、企業評価に反映することが可能になると考えられる。またこれにはセグメンテーションに恣意性が入りにくいというメリットも認められる。なおマネジメント・アプローチを採用した場合、これまでのように類似の製品・サービス、または地域別に分割されたセグメントが開示されない可能性があるため、これらについては製品・サービスに関する情報、地域に関する情報、主要な顧客に関する情報など、関連情報としての開示が要求される。マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報は、企業間比較を困難にするという問題が指摘されるが、関連情報によって補完されることにより、比較可能性も確保できる。

2012（平成 24）年には、上記の体系にさらに連結包括利益計算書が加えられ、次のようになった。

連結貸借対照表
 連結損益計算書
 連結包括利益計算書
 連結株主資本等変動計算書
 連結キャッシュ・フロー計算書
 四半期連結財務諸表
 連結付属明細表

2010（平成 22）年 6 月に「包括利益の表示に関する会計基準」が設定された。これによって包括利益の概念に基づく計算書が財務諸表体系に組み込まれることになった。この基準においては、包括利益は、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分と定義されている。個別財務諸表においては、包

括利益は当期純利益にその他の包括利益を加減する形で算定・表示される。また連結財務諸表においては、少数株主損益調整前当期純利益にその他の包括利益を加減して、包括利益が算定・表示される。その他の包括利益は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整額などである。

包括利益を表示する計算書は、次のいずれかの形式による。その一は、当期純利益を表示する損益計算書と包括利益計算書からなる形式で、2 計算書方式とよばれる。その二は、当期純利益の表示と包括利益の表示を 1 つの計算書すなわち「損益および包括利益計算書」で行う形式で、1 計算書方式とよばれる。

なおセグメント情報は、これまで連結財務諸表の注記事項として開示され、したがって連結財務諸表を作成しない会社では、セグメント情報は開示されることはなかったが、現行基準では、連結財務諸表を作成していない場合、個別財務諸表の注記情報として開示することが要求されている。

2013 年 1 月に、企業会計基準委員会より、「企業結合会計に関する会計基準（案）」が関連する会計基準の改正案とともに公表された。現行会計基準においては、基礎概念として、親会社説がとられているが、基準案では、経済的単一体説が選ばれている。これによってわが国の会計基準において当期純利益の概念が、少数株主損益を含めたものになり、国際基準と一致することになる。

IV 財務諸表体系の変遷を促すもの — むすびに代えて —

戦後 60 余年の間に、わが国の企業会計制度は大きく変容し、その一環としての財務諸

表体系も、以上に考察したように、めまぐるしくその姿を変えて現在にいたっている。変化は常にこれを生ぜしめ、促す要因と密接な関連をもっている。したがって変化した事象は、その要因と結びつけて認識されることによって、これを正しく理解することができる。企業会計が企業活動について会計処理を行った結果作りだされた一組の財務諸表がいかなる財務的報告書から構成されるべきかは、基本的にその利用者の必要性から決定されるはずのものである。だが以下に考察するように、財務諸表の体系を決定する要因は多様である。

企業会計原則が設定された 1949 年当時、貸借対照表と損益計算者は伝統的に古くから存在していたが、剰余金関係の 2 つの計算書は、これまでわが国ではみられなかった種類の財務表であった。剰余金の概念自体が、戦後新しく取り入れられたものであって、剰余金に関する上記 2 つの計算書は、アメリカの会計制度に範を求めて選択されたもの、すなわち企業会計原則の設定にあたって会計原則体系の一環として海外から導入されたものと考えられている。終戦後間もなくのわが国の企業会計制度は未整備であったことから、海外から導入されたものは、会計上の諸概念、技術、処理法、会計原則等々多々存在することは周知の事実である。また後述するように近年の会計基準の国際化にあっても、同様のことがいえよう。

1899 (明治 32) 年に、ドイツ商法を母法としてわが国の商法が制定された。ドイツ商法においては、債権者保護の思想が重要視されており、これが日本商法にも受けつがれた。戦後においても、商法上この考え方は重要視されたが、経済成長につれて債権者の利益と株主の利益とが相克するようになると、債権者と株主との利害の調整をはかる必要性が高まり、それを反映した規定がもうけられた。

典型的なのは、商法第 290 条である。その後 2005 (平成 17) 年に、商法の会社関係規定が分離して会社法が制定された。この段階においては、すでに間接金融に代わって、直接金融すなわちエクイティー・ファイナンスが企業の資金調達の本流となり、機関投資家、ヘッジファンド等の株主総会における発言権が強まったことと相まって、会社法上株主優位の規定が目立つようになった⁹⁾。たとえば剰余金の分配が、株主の要請に応じて、何度でもできるようになったことなどは好例であり、これを反映して、剰余金関係の計算書が廃止され、株主資本等変動計算書が作成されるようになったことは既述のとおりである。

企業会計原則の成立以後、国際的会計基準 (FAS, IFRS) が導入されるまでの間に、財務諸表体系は数度の変更を経験した。この間の変化の背景は、国際的会計基準の影響によるというよりも、国内的要因によるものであったといえよう。それは主として、証取法会計が時代の発展に呼応したものとなっていたと同時に、商法会計との経理の一元化の要請に応えたものであったと考えられる。

近年、国際的会計基準 (FAS や IFRS) がわが国の会計基準に及ぼす影響には、著しいものがある。これまでに企業会計原則をはじめとして、アメリカの会計基準が日本に導入された例は、種々みうけられる。たとえばかつてわが国では、証券取引法上、資金の計算書としてきわめておおざっぱな収支対照表が作成開示されていた。アメリカでは、これに対して長い間、運転資金計算書が財務諸表の一環として開示されていたが、やがてより総合的で精緻な資金計算書としてキャッシュ・フロー計算書 (A Statement of Cash Flow) が採用されることとなった。わが国でもこれをモデルにして、キャッシュ・フロー計算書が作成開示されることとなり、今日にいたって

いる。

1973 (昭和 48) 年に国際会計基準委員会 (International Accounting Standard Committee) が設立され、1975 (昭和 50) 年に国際会計基準 (International Accounting Standards) 第 1 号が発表された。以後今日にいたるまで多数の国際会計基準 (IAS) が、後日同委員会の改組に伴い (International Accounting Standard Board と改称) 国際財務報告基準 (IFRS) と改称されて発表されている。日本はその組織に、設立以来メンバー国として深い係わりをもってきた。

メンバー国が国際会計基準ないし国際財務報告基準をそれぞれの国の会計基準に反映させてゆくに当たって取られたのが、まずハーモナイゼーションを行い、さらにコンヴァージェンスに、そして最終的には、全面的アドプションというプロセスである。周知のようにわが国ではいまだに全面的アドプションには立ちいたってはいないが、ハーモナイゼーションおよびコンヴァージェンスの段階で、日本の会計基準はすでに国際会計基準ないし国際財務報告基準を取り入れている。連結財務諸表に関する会計基準はその最初の例であった。そのほかにも包括利益計算書など、このような形の会計基準設定ないし改訂は数多くあげることができる。このようにわが国の財務諸表体系の発展に及ぼす国際的会計基準の影響はきわめて著しい。

財務諸表体系は、経済的、社会的変革につれて、またそれに関連するステイク・ホルダーの財務情報に対するニーズの拡大に応じて、未来永劫に発展を続けてゆくことであろう。ステイク・ホルダーの企業に係わる情報要求に応えるにあたり、このような財務諸表体系と並び、これと有機的な関連を有する非財務的情報の開示が、意思決定有用性を高める上で、重要な役割を演ずることになる。この

ような動きは内外の企業のアニュアル・レポートやわが国の有価証券報告書などにすでに具体化されている。

財務諸表は、複式簿記を前提にこれを経て処理された種々の会計数値を性格を異にする財務表にとりまとめたものであって、所詮、貨幣的数値によって表現された財務的情報の域を出ない。ところが企業活動は複雑多岐にわたるものであるから、このような財務的数値のみをもってステイク・ホルダーが意思決定に必要とする企業に係わるすべての情報を網羅的に表明することはできない。有価証券報告書は財務情報に加えて企業の状況、事業の状況、設備の状況、提出会社の状況その他の経営活動の実態を多角的に開示している。その意味で、この報告書は財務・非財務にわたる企業経営関連情報を伝える統合報告書としての性格を備えているといえよう。

統合報告 (Integrated Reporting) とは、一方企業の売上高や資産の在高等の財務情報と他方環境保全、企業の社会的責任の遂行、知的財産、企業のガバナンス、中長期的な経営戦略などの非財務情報とを総括してステイク・ホルダーに伝達することを意味している。これらの情報を総合したものが統合報告書 (Integrated Reports) である。有価証券報告書も一応統合報告書の性格を備えてはいるが、非財務情報が狭い範囲に限定されており、上記のような今日求められている多様な要求に応えうる統合報告書としては、きわめて未整備であるといえよう。財務諸表体系の今後の発展のあり方を展望するにあたっては、財務情報のいっそうの充実をはかるとともに、これと密接な係わりをもって、企業に対する時代の要請にこたえうる非財務情報のあるべき姿をさらに追究し、両者を総合した統合報告書制度の発展が強く要望される⁽¹⁰⁾。

(注記)

- (1) 拙著『精説財務諸表論』第4版 中央経済社 1996 p. 70 以下参照.
- (2) 拙著『最新財務諸表論』ビジネス教育出版社 2004 p. 107 以下参照.
- (3) 同上 p. 378 以下参照.
- (4) 拙稿「資本会計制度の変遷」『LEC 会計大学院紀要』2012, 12 No. 10 p. 69 以下参照.
- (5) 拙著『会計学原理』改訂増補版 税務経理協会 2000 p. 211 以下参照.
- (6) 前掲拙著『最新財務諸表論』p. 304 以下参照.
- (7) 同上 p. 31 以下参照.
- (8) 同上 p. 378 以下参照.
新美一正 日本総研 「連結財務諸表におけるセグメント情報の意義と重要性—セグメント識別基準の国際的コンヴェアジェンスを手がかりとして」2008, 7, 17.
松本会計事務所 データ・ベース 「セグメント情報等の開示に関する新会計基準の概要」2013, 3, 15.
- (9) 前掲拙稿 「資本会計制度の変遷」p. 69 以下参照.
- (10) 統合報告書制度の確立にむけて、国際統合報告審議会が活動を行っており、そのグローバルな展開が期待されている。
Interview ジェシカ・フリース氏にきく
「なぜ、統合報告が必要なのか—新しい投資情報をもたらすメリットと可能性—」『企業会計』2013, 2 65/2 p. 63 以下参照.

(参考文献)

- ・黒澤 清著『近代会計学』春秋社 1964.
- ・白鳥栄一著『連結決算書の読み方』日本経済新聞社 1994.
- ・渡辺和夫 「戦前における財務諸表体系の変遷」小樽商大『商学討究』2003, 12.
- ・同上 「戦後における財務諸表体系の変遷」同上 2004, 3.
- ・野村健太郎著『現代財務会計』四訂新版 税務経理協会 2008, 4.
- ・安藤英義 「商法・会社法会計の展開」体系現代会計学 第5巻 『企業会計と法制度』所収 中央経済社 2011, 4.
- ・斉藤真哉 「財務諸表の体系の変化」『企業会計』2012, 1 64/1.
- ・小西範幸 「統合報告の特徴とわが国への適用」『企業会計』2012, 6 64/6.
- ・古賀智敏 「統合レポート時代における会計研究の認識基点」『企業会計』2012, 10 64/10.
- ・窪田真之 「投資家から見た統合報告書の利用価値」『企業会計』2012, 10 64/10.
- ・伊藤邦雄他 新春座談会
「最新論点から探る会計の将来像」『企業会計』2013, 1 65/1.
- ・古庄 修 「統合報告の行方と開示フレームワークの再構築」『産業経理』2013, 7 73/2.